

岐阜市幼児教育人材ネットワーク事業実施要綱

令和 3年 1月20日決裁

改正 令和 4年12月23日決裁

改正 令和 6年 2月 9日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内幼稚園、認定こども園及び保育所（園）（以下「幼児教育施設等」という。）における担い手の確保と就労希望者の支援を目的として、岐阜市幼児教育人材ネットワーク（以下「人材ネットワーク」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 人材ネットワークの登録対象となる者は、市内の幼児教育施設等にて就労を希望し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条に規定する幼稚園教諭の免許を有する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士の資格を有する者

(登録の申込み)

第3条 人材ネットワークへの登録を希望する者は、岐阜市幼児教育人材ネットワーク登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、登録申込書が提出されたときは、書類を審査し、適当と認めたときは、速やかに岐阜市幼児教育人材ネットワーク登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

(登録者への情報提供)

第4条 登録者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）に対し、次の各号に掲げる情報を提供するものとする。

- (1) 幼児教育施設等における求人情報（以下「求人情報」という。）
- (2) 第2条第1号又は第2号に該当する者を対象とした、市が主催又は共催する研修及び講習会に関する情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める情報

2 登録者に対して、求人情報の提供を希望する幼児教育施設等は、岐阜市幼児教育人材ネットワーク求人情報配信依頼書（様式第3号。以下「配信依頼書」という。）を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により配信依頼書が提出されたときは、書類を審査し、適当と認めたときは、登録者に対して求人情報を提供するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録者の登録の有効期間は、当該登録をした日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(登録事項の変更及び登録の解除)

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合又は登録の解除を希望する場合は、速やかに岐阜市幼児教育人材ネットワーク登録事項変更兼解除届出書（様式第4号）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を解除することができる。

- (1) 前項の規定により登録者より解除の届け出がされたとき。
- (2) おおむね1年程度にわたり理由なく連絡が取れないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、登録者として不適格と認められる事実が認められたとき。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 第3条第1項の規定による申込み、第4条第2項の規定による依頼及び前条第1項の規定による届出については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月9日から施行する。

岐阜市幼児教育人材ネットワーク登録申込書

申込日 年 月 日

（あて先）岐阜市教育委員会

岐阜市幼児教育人材ネットワーク事業実施要綱第3条に基づき、登録を申込みます。

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

ふりがな		電話番号
現住所 〒（ - ）		（ ） -
メールアドレス	※幼児教育課からの情報提供時に使用	
保有する免許・資格に○をしてください		取得・更新月日
1	幼稚園教諭免許（1種・2種）	年 月
2	保育士資格	年 月
☐ 確認	幼児教育関係施設の求人情報	必要 ・ 不必要
☐ 確認	幼児教育関係の研修や講演会の情報	必要 ・ 不必要
〈特記事項〉 ※この他特記する内容等があれば記入してください。		

〈確認事項〉

- この登録申込書に記載された内容は、岐阜市教育委員会事務局幼児教育課で管理し、制度の目的以外での使用はいたしません。
- 情報配信が不要となった場合は、岐阜市幼児教育人材ネットワーク登録事項変更兼解除届出書を提出してください。
- 登録の有効期間は、当該登録をした日から2年を経過する日の属する年度の末日までです。

年 月 日

（あて先）岐阜市教育委員会

届出者 住 所
氏 名
電話番号

岐阜市幼児教育人材ネットワーク登録事項変更兼解除届出書

岐阜市幼児教育人材ネットワーク事業実施要綱第6条の規定により、（登録事項変更・解除）をしたいので、届出します。

届出内容	☐ 登録事項変更	☐ 解除
------	---------------------------------	-----------------------------

変更事項（登録事項変更のみ使用）

変更事項	☐ 氏名	☐ 現住所	☐ 電話番号	☐ メールアドレス	☐ その他
変更前			変更後		

その他の変更

保有する免許・資格に○をしてください		取得・更新月日	
1	幼稚園教諭免許（1種・2種）	年 月	
2	保育士資格	年 月	
☒ 確認	幼児教育関係施設の求人情報	必要	・ 不必要
☒ 確認	幼児教育関係の研修や講演会の情報	必要	・ 不必要
〈特記事項〉 ※この他特記する内容等があれば記入してください。			

〈確認事項〉

- 1 この登録申込書に記載された内容は、岐阜市教育委員会事務局幼児教育課で管理し、制度の目的以外での使用はいたしません。
- 2 情報配信が不要となった場合は、岐阜市幼児教育人材ネットワーク登録事項変更兼解除届出書を提出してください。